

ゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）が、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する事業の実施者に対する補助金の交付及び受領について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象は、「いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領」に基づき「いしかわ縁結びイベント登録団体」として登録された団体（以下、「登録団体」という。）が、「いしかわ縁結びイベント 実施要領」の記載事項を遵守した上でイベントを企画及び実施するもので、財団が有するWebサイトに掲載した事業を対象とする。ただし、補助対象者が営利を目的とする団体等の場合、実施するイベントが、その団体等の本来業務とみなされるものは対象外とする。

2 事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として財団が認める経費について、年度あたり1事業を限度として、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、他の公的機関の補助対象となっている事業は原則として対象としない。

3 前項の補助対象者のうち、名称は異なっているが、既に補助を実施した登録団体と代表者や事務局が同一である等、別団体と判断し難い場合は、同一団体とみなし、補助対象外とする。

(補助対象経費、補助金の額)

第3条 補助対象経費は、別表1に定める経費とする。

2 補助金の額は、別表2に定める補助限度額と、別表1に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請者」という。）は、ゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金交付申請書（様式第1号）により、関係書類を添えて、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、イベント実施の概ね2か月前までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、速やかに内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、ゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又はゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

(補助事業の変更承認等の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後、補助事業の内容に変更が生じた場合は、ゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、前条第1項の規定を準用し、変更を承認する場合はゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、事業終了後速やかに、事業の成果等を記載したゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金実績報告書（様式第6号）に参加者名簿及び関係書類を添えて理事長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、その額を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 交付決定者は前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかにゆるやかな出会いの機会の提供事業補助金請求書（様式第8号）により、補助金の請求をするものとする。
2 理事長は、前項の規定により申請者から補助金の請求があったときは速やかに支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第10条 理事長は、交付決定者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容若しくはこれに附した条件又はその他この要綱若しくはこれに基づく理事長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することがある。

（補助金の返還）

第11条 理事長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要綱は、平成24年 5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年 6月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年11月11日から施行する。

(別表1) 補助対象経費

<ul style="list-style-type: none">・会場使用料、入場料及び借上料（スポーツ用具等の備品及び音響機器を含む）・バス借上料・講師・司会者費用（謝礼・旅費）・交流会に用いる消耗品（ゲームに係る消耗品等を含む）・広告宣伝費（チラシ作成等）・事務経費（事務用品、切手等の物品の購入のみ）・その他理事長が必要かつ適当と認めるもの・上記の経費のうち、支払先が実施団体等自身若しくは実施団体等の役員が代表を務める団体等であるものは対象外とする

(別表2) 補助限度額

区 分	募 集 人 員	補 助 限 度 額
① 登録団体が開催するイベント	20人以上	5万円／事業
② 登録団体が開催するイベントであって、開催地が輪島市、珠洲市、穴水町、能登町のもの	20人以上	10万円／事業
③ 登録団体が複数回連続で開催する体験活動のイベントであって、同一の参加者が参加するもの	20人以上	10万円／事業